

役員等報酬規程

社会福祉法人久米田寿老園

(平成29年5月24日調整)

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人久米田寿老園定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは理事及び監事をいい、役員等とは役員及び評議員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等が次の業務にあたった場合は、役員報酬支出予算額の範囲内で第4項に定める報酬を支払うこととし、賞与及び退職手当は支給しない。

- (1) 役員が理事会に出席したとき
 - (2) 役員等が評議員会に出席したとき
 - (3) 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営の業務にあたったとき
 - (4) 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営の業務にあたったとき
 - (5) 評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営の業務にあたったとき
 - (6) 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたったとき
- 2 前項の業務等が同一日に行われた場合は、重複支給はしない。
 - 3 役員等を兼務する職員には支給しない。
 - 4 報酬は日額7,000円とする。

(出張旅費)

第4条 役員等が公務のために出張するときは、費用弁償規程に基づき旅費(交通費、日当、宿泊費)を支給する。

附 則

1. この規程は、平成29年5月24日より適用する。
2. 評議員選任・解任委員会委員及び苦情対応第三者委員については、本規程を準用する。